

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記 2－3 第 14
に基づき定める熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業の運用

制定
8 農 振 第 1546 号
令 和 8 年 8 月 27 日
農林水産省農村振興局長通知

第 1 趣旨

令和 8 年熊本地震に対する特別措置として、別紙に掲げる事業により整備された施設を復旧し、その機能の回復を図るとともに、被災した市町村等が被災地域の復興に向けて、被災地域及びその他の地域と協力し、農山漁村の再生のための整備、地域資源等を活用するための整備、補強等を行うために実施する熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業（以下「本事業」という。）については、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）別記 2－3 第 14 に基づき、本運用に定めるところにより実施するものとする。

第 2 対象施設

本事業の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、別紙に掲げる事業により整備された 6 次産業化施設等（実施要領別記 2－3 別表の交付対象事業欄において掲げる事業において対象とする施設をいい、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 2 条第 1 項から第 4 項までに規定する施設、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 3 条及び第 16 条に規定する措置の対象となる施設並びに農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号）第 5 条に定める処分制限期間を超過した施設を除く。以下同じ。）とする。

第 3 事業実施内容

1 被災施設の復旧等事業

（1）被災施設の復旧等事業は、令和 8 年熊本地震により被災した施設の整備（原則として、原形への復旧をいい、原形への復旧が著しく困難又は不適當な場合にあつては、原形への復旧に代わる改修及び整備をいう。）であつて、一箇所又は一施設の工事の費用が 40 万円以上のものに限るものとする。

なお、対象施設における残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費等は、附帯工事費として工事の費用に算入できるものとする。

（2）（1）の「原形への復旧」とは、対象施設を被災前の位置において、被災前と等しい形状、寸法及び材質の施設に復旧することをいう。

（3）（1）の「原形への復旧に代わる改修及び整備」とは、次に掲げる行為をいう。

① 地形若しくは地盤等が変動した場合又は対象施設の撤去が困難な場合において、

被災前の当該対象施設と同様の効果又は機能を発揮するために必要最小限度において位置、形状若しくは寸法を変更し、材質を改良し、又は排水工、山留工等を設けて工事を施工すること。

② 対象施設の主要な構造物に折損、傾斜等が生じた場合において、補強等により工事を施工すること。

③ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他建築物に関する法令の規定を遵守するために必要な最小限度の工事を施工すること。

2 被災防止対策事業

被災防止対策事業は、対象施設のうち、災害時の避難場所等として活用されるなど、人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強等とする。

第 4 事業実施区域

本事業の実施区域は、令和 8 年熊本地震の影響を受けた福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とする。

第 5 事業実施主体

本事業の実施主体は、対象施設を所有する者であって、実施要領別記 2－3 第 3 の 1 に定める者とする。

第 6 事業の実施手続等

1 事業実施計画の策定

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、別紙様式第 1 号により事業実施計画を策定し、県知事に提出するものとする。事業実施主体がその事業実施計画を変更したときも、同様とする。

なお、本事業に係る事業実施計画及び添付書類の提出は、令和 9 年 1 月末日までとする。

2 県事業実施計画の策定及び協議

(1) 県知事は、1 の事業実施計画を踏まえ、別紙様式第 2 号により県事業実施計画（以下「県計画」という。）を策定し、九州農政局長に提出し、その内容について協議を行うものとする。

(2) 九州農政局長は、協議の結果、当該県計画が妥当であると判断した場合は承認するものとする。

第 7 県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

県知事は、第 6 の 2 の規定により作成した県計画について、事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除若しくは名称の変更）若しくは不用額の発生に伴う交付金額の減額（九州農政局長が必要と認めた場合に限る。）が生じた場合、又は県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、変更後の県計画を九州農政局長に提出し、その内容について協議するものとする。

第8 国の助成等

- 1 国は、第6の2の規定により、交付対象として決定された県計画に基づく本事業の実施に要する経費に充てるため、県に対し、予算の範囲内で、農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第1に規定する農山漁村振興交付金をいう。）を交付することができる。
- 2 交付金の交付の手続は、交付等要綱に定めるところによるものとする。
- 3 交付金の交付額を算定するための交付額算定交付率は、10分の3又は2分の1とする。
- 4 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別紙に掲げる通知の規定を準用するものとする。

第9 事業完了に伴う手続

- 1 しゅん功届
事業実施主体は、本事業で整備した施設の工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により県知事に届け出るものとする。
届出を受けた県知事は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な実態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。
なお、県知事は現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認するものとする。
- 2 事業の実績報告
事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付等要綱第21の実績報告書をいう。）に出来高設計書を添付して県知事にこれらを提出し実績を報告するものとする。
- 3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認
既に支払が行われている場合には、1に加えて次の（1）及び（2）により事業費が適切に支出・受領されていることも確認するものとする。
 - （1）施工業者への事業費の支払を証する資料
事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。
 - （2）施工業者が事業費を受領したことを証する資料
領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

第10 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 本事業に係る交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定するなどの方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経

理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)

- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行するなどの方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

第 11 交付金交付決定前の着工

本交付金の交付決定前に本事業の着工をする必要がある場合の手続は、実施要領別記 2－3 第 8 の 2 に定めるところによるものとする。

ただし、交付等要綱第 10 の 3 に定める交付決定前着工届に替えて、別紙様式第 3 号による交付決定前着工届を提出するものとする。

第 12 計画書等の様式

本事業において掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村振興交付金（熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業）事業実施計画（別紙様式第 1 号）
- 2 農山漁村振興交付金（熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業）県計画（別紙様式第 2 号）
- 3 農山漁村振興交付金（熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業）交付決定前着工届（別紙様式第 3 号）

附 則

この通知は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。

別紙

熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業の対象となる事業

熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業の対象となる事業は、以下の通知に基づいて行った事業とする。

- 1 食品産業競争力強化対策事業実施要領（平成 20 年 3 月 31 日 19 総合第 1744 号農林水産事務次官依命通知）
- 2 農商工等連携促進施設整備支援事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日 21 総合第 2143 号農林水産省総合食料局長通知）
- 3 6 次産業化推進整備事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 総合第 1777 号、22 生産第 10770 号、22 経営第 7116 号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）
- 4 6 次産業化先導モデル育成事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日 22 食産第 1633 号農林水産省食料産業局長通知）
- 5 6 次産業化推進整備事業実施要領（平成 24 年 4 月 20 日 23 食産第 4068 号農林水産省食料産業局長通知）
- 6 6 次産業化整備支援事業実施要領（平成 25 年 6 月 3 日 25 食産第 594 号農林水産省食料産業局長通知）
- 7 6 次産業化ネットワーク活動整備事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日 25 食産 4873 号農林水産省食料産業局長通知）
- 8 6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 食産第 599 号農林水産事務次官依命通知）
- 9 6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 食産第 623 号農林水産省食料産業局長通知）
- 10 食料産業・6 次産業化交付金実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知）
- 11 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）
- 12 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）

提出年月日

令和

年

月

日

農山漁村振興交付金
(熊本地震 6 次産業化施設復旧等事業)
事業実施計画

事業実施主体名	
代表者氏名	
提出先	

<連絡先>

電話番号	FAX番号	メールアドレス

被災した施設等の状況

	No.	施設等区分				設置 台数	施設等復旧に 要する経費 (円)	施設等復旧に 要する経費 (交付対象経 費) (円)	交付対象経費の負担区分(円)					備考 (被災状況及び被災施設の 復旧が必要な理由等)	竣工予定 年月日	
		機械名	用途	処理能力	規格・形式				自己資金		地方公共団体等による助成金					交付金
									うち貸付金等	県	市町村	その他				
機 械																
合計						0	0	0	0	0	0	0				
建 物 (設 備)		施設等区分			施設等復旧に 要する経費 (円)	施設等復旧に 要する経費 (交付対象経 費) (円)	交付対象経費の負担区分(円)					備考 (被災状況及び被災施設の復 旧が必要な理由等)	竣工予定 年月日			
	No.	建物(設備)名		種類名			構造・規格	自己資金		地方公共団体等による助成金				交付金		
								うち貸付金等	県	市町村	その他					
合計						0	0	0	0	0	0	0				
施設等の合計						0	0	0	0	0	0	0				

注1 「用途」の欄には、「〇〇のカット」、「〇〇の冷蔵」、「〇〇の梱包」等当該機械が備えている機能を記入する。

2 「建物(設備)名」には、「〇〇食品加工施設」、「〇〇育苗施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入する。

3 「施設等の合計」には機械・施設の「施設等復旧に要する経費」、「施設等復旧に要する経費(交付対象経費)」及び「負担区分」の合計を記入する。

4 複数の機械・建物を導入する場合は、欄を追加し記入する。

5 施設等区分の欄は、実施要領別記2-3の別表の(1)～(5)に定める交付対象施設等名を記入する。

6 施設等復旧に要する経費については添付書類として見積書を提出する。

(添付書類)

- 1 見積書（施設等復旧に要する経費）
- 2 過年度に承認を受けた事業実施計画

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

〇〇県知事 氏 名

農山漁村振興交付金（熊本地震6次産業化施設復旧等事業）の
[県計画の協議/県計画の変更の協議]について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記2－3第14に基づき定める熊本地震6次産業化施設復旧等事業の運用の[第6の2/第7]に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、第6の1の規定により提出された事業実施計画を添付することとする。
 - 2 変更協議の場合、関係書類として、第6の1の規定により提出された事業実施計画に変更があった場合は、変更の内容が分かる資料を添付することとする。
 - 3 変更協議の場合、事業実施計画の添付資料については、変更があったものだけを添付することとする。

別紙様式第2号 (別表)

県事業実施計画

事業総括表

(県名：)

[illegible]

(注) 1 「事業内容」の欄については、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記2-3の別表に定める交付対象施設名等を記入するほか、整備する施設の名称、規模及び処理量を記入すること。
2 「左記施設等を整備した対象事業」には、本運用の別紙の事業名を記入すること。
3 「対象事業実施年度」の欄には本事業の対象とする施設等を整備した年度を記載すること。
4 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇県知事 殿

事業実施主体名

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

農山漁村振興交付金

(熊本地震6次産業化施設復旧等事業)

交付決定前着工届

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領別記2-3第14に基づき定める熊本地震6次産業化施設復旧等事業の運用(令和8年8月27日付け8農振第1546号農村振興局長通知)第11の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着工予定年月日
- 5 竣工予定年月日
- 6 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。